

## 西区生涯学習推進員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 西区生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務を担う。

- (1) 生涯学習ルーム事業にかかる講座等の企画及び運営
- (2) 西区の生涯学習関連事業への参画及び協力
- (3) 地域住民に対する学習相談及び情報提供
- (4) 地域の学習ニーズの把握
- (5) 生涯学習の振興に寄与する人材の発掘及び育成
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に準ずる任務

### (委嘱予定者の推薦)

第3条 西区長は、前条に定める任務の趣旨及び内容を理解し、各校下の生涯学習ルーム運営委員会委員長の推薦を受けた者の中から、西区生涯学習推進員委嘱予定者を決定し、教育委員会に推薦する。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、西区長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。